

令和 7 年度 公文書開示（8 月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（8 月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
14	R7. 8. 6	R7. 8. 13	令和7年3月27日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和6年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	10	1															教育庁都立学校教育 部高等学校教育課
15	R7. 6. 21	R7. 8. 14	教職員の服務事故について（報告）	10		1					1				1				・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 等	教育庁人事部職員課
16	R7. 6. 17	R7. 8. 15	7教学高第2845号「令和7年度東京都公立学校会計年度任用職員（都立学校経営企画室支援員）公募によらない再度任用選考結果について」	18		1					1				1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・人事管理等に関する情報が含まれており、開示すると人事事務の公正かつ円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁都立学校教育 部高等学校教育課
17	R7. 6. 17	R7. 8. 15	・大量離職通知書 ・「会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）（令和6年12月27日総行公第108号・総行給第104号）」参考1（集計表）様式1①	47	1															教育庁総務部総務課
18	R7. 6. 17	R7. 8. 15	2 会計年度任用職員の再度の任用について ① 2025年度以降も「公募を経ない再度任用の上限回数」がある場合、その上限回数がわかるもの ② 総務省による「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の改正通知（2024年6月28日）を受けての検討内容がわかるもの 4 会計年度任用職員のハラスメント相談窓口及び権利救済制度について（※2） ① 新規採用や再度の任用時における改正労働施策総合推進法に基づくセクハラ・マタハラ・パワハラなどの相談窓口を周知していることがわかるもの ※2：総務省「令和5年度『措置要求及び審査請求の状況等に関する調査』の結果を踏まえた地方公共団体における措置要求、審査請求及び苦情処理の適正な運用等について」（2024年10月11日）では、会計年度任用職員に対しても「必要な周知」を促しています。																「東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則」等に記載されている情報である。 当該資料は東京都及び東京都教育委員会のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができる」とされているもの又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁総務部総務課

令和 7 年度 公文書開示（8 月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
23	R7. 6. 17	R7. 8. 15	会計年度任用職員の再度の任用について 2025年度以降も「公募を経ない再度任用の上限回数」がある場合、その上限回数がかかるもの																「東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則」に記載された情報であり、当該資料は東京都のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされているもの又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁人事部職員課
24	R7. 6. 17	R7. 8. 15	大量離職通知書	1	1															教育庁都立学校教育 部高等学校教育課
25	R7. 6. 17	R7. 8. 15	・令和6年度東京都公立学校会計年度任用職員（都立学校図書館専門員）の公募によらない再度任用選考の結果について（その3） ・令和7年度東京都公立学校会計年度任用職員（都立学校図書館専門員）の公募によらない再度任用選考の結果について ・令和7年度東京都公立学校会計年度任用職員（都立学校図書館専門員）の公募によらない再度任用選考の結果について（その3） ・令和3年度東京都公立学校会計年度任用職員（都立学校実習支援専門員）の公募によらない再度任用選考の結果について ・令和5年度東京都公立学校会計年度任用職員（都立学校実習支援専門員）の公募によらない再度任用選考の結果について ・令和5年度東京都公立学校会計年度任用職員（都立学校実習支援専門員）の公募によらない再度任用選考の結果について（その2）	66		1					1				1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・人事管理等に関する情報が含まれており、開示すると人事事務の公正かつ円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁都立学校教育 部高等学校教育課
26	R7. 7. 17	R7. 8. 21	(1) 令和6年度東京都立板橋高等学校第76回卒業式実施要項 (2) 令和6年度東京都立板橋高等学校第76回卒業式役割分担 (3) 令和6年度東京都立板橋高等学校第76回卒業式会場図 (4) 令和6年度東京都立板橋高等学校第76回卒業式進行表 (5) 令和6年度東京都立板橋高等学校第76回卒業式次第 (6) 令和6年度東京都立板橋高等学校第76回卒業式職務命令書 (7) 令和7年度東京都立板橋高等学校第79回入学式実施要項 (8) 令和7年度東京都立板橋高等学校第79回入学式役割分担 (9) 令和7年度東京都立板橋高等学校第79回入学式会場図 (10) 令和7年度東京都立板橋高等学校第79回入学式進行表 (11) 令和7年度東京都立板橋高等学校第79回入学式次第 (12) 令和7年度東京都立板橋高等学校第79回入学式職務命令書	30		1														都立板橋高等学校
27	R4. 11. 14	R7. 8. 22	教育職員免許状の失効について	24		1					1		1						・開示されることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当） ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	教育庁人事部選考課

令和 7 年度 公文書開示（8 月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（8 月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（8 月決定分）

[illegible]